

名 称	能美市自主防災組織整備事業補助金交付要綱（抜粋）
目 的	自主防災組織が行う防災用資機材等の整備及び防災訓練等の実施に対する補助金の交付

（交付対象者）

1. 自主防災組織を運営し、防災訓練等を年1回以上実施する町会・町内会

（補助申請）

1. 区分ごとに1年度1回限り。

2. 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業の実施前に補助金交付申請書に必要な書類を添えて申請しなければならない。

（補助対象経費）

1. 補助金の交付対象となる区分及び補助金の額は下表のとおりとする。

区分	対象品目	補助率 (%)	限度額
(1) 防災倉庫の整備に必要な経費	防災活動に必要な防災資機材を収納する倉庫の整備費（購入・新築・改修・修繕）	1/2	250,000円
(2) 土のうの整備に必要な経費	水防活動に必要な土のうの作成経費及び保管のために必要な備品の調達に係る経費 土のう（袋、砂等の材料費、作成を業者委託も可）、パレット、防水遮光シート、ロープ、カゴ	1/2	100,000円
(3) 防災資機材の購入に必要な経費	消火用具	1/2	100,000円 ただし、500世帯を超える町会又は町内会は100,000円に世帯（500世帯超過分）×200円を加算した金額を限度額とする。（当該年度4月1日現在の世帯とする。） （1,000円未満は切捨て）
	救出用具		
	救護用具		
	避難用具		
	給食・給水用具		
	水防用具		
(4) 防災訓練又は防災知識の啓発活動に必要な経費	防災訓練・研修	1/2	50,000円に世帯割として1世帯×100円を加算した金額を限度額とする。（当該年度4月1日現在の世帯とする。）（1,000円未満は切捨て）
	防災マップ		

（事務担当）

この要綱に基づく補助金に関する事務は、総務部危機管理課（TEL：58-2201、場所：本庁舎1階）で担当する。

電子申請はこちらのURLもしくはQRコードから申請して下さい

【URL】  
[https://apply.e-tumo.jp/city-nomi-ishikawa-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=1193](https://apply.e-tumo.jp/city-nomi-ishikawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=1193)

【QRコード】



※平成25年4月1日から施行

※平成31年4月1日改正

※令和5年4月1日改正